第４号中「１時間743円」を「１時間750円」に改める。

附　則

この決定は、平成21年12月１日から効力を生ずる。

福島労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福島県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年福島労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 10 月 30 日

福島労働局長　絹谷　國雄

第４号中「１時間743円」を「１時間747円」に改める。

神奈川労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、神奈川県非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金（平成20年神奈川労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 10 月 30 日

神奈川労働局長　八田　雅弘

第４号中「１時間808円」を「１時間814円」に改める。

附　則

この決定は、平成21年12月25日から効力を生ずる。

神奈川労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、神奈川県ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、建設機械・鉱山機械、金属加工機械製造業最低賃金（平成20年神奈川労働局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 10 月 30 日

神奈川労働局長　八田　雅弘

第４号中「１時間834円」を「１時間837円」に改める。

附　則

この決定は、平成21年12月25日から効力を生ずる。

兵庫労働局最低賃金公示第10号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県繊維工業、靴下製造業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第９号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 10 月 30 日

兵庫労働局長　白川　欽也

第４号中「１時間750円」を「１時間751円」に改める。

附　則

この決定は、平成21年12月１日から効力を生ずる。

沖縄労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、沖縄県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 10 月 30 日

沖縄労働局長　森川　善樹

第４号中「１時間657円」を「１時間659円」に改める。

国土調査法第19条第５項の規定により公告すべき事項に関する公告

沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和五十二年法律第四十号）第十四条の規定に基づき、沖縄県知事が行った測量及び調査の結果作成された次の地図及び簿冊を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定によって認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして同条第五項の規定により平成二十一年十月十五日付けをもって指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第十一条の規定により公告する。

平成二十一年十月二十日

国土交通大臣　前原　誠司

沖縄県那覇市地籍図、沖縄県那覇市地籍簿

公　告

諮　事　項

金融商品取引業者に対する行政処分の公告

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第52条第１項の規定に基づき、下記のとおり金融商品取引業者に対して一部の業務の停止を命じたので同法第54条の２の規定により公告する。

１．商号　ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ（ジャパン）リミテッド（ビー・エヌ・ピー・パリバ証券会社）
２．代表者の氏名　国内における代表者　安田　雄典
３．主たる支店の所在地　東京都千代田区丸の内一丁目９番１号グラントウキョウノースタワー
４．登録番号　関東財務局長（金商）第228号
５．登録年月日　平成19年９月30日
６．行政処分通知日　平成21年10月23日
７．該当事由　金融商品取引法第52条第１項第６号
８．行政処分の内容　平成21年11月２日から同年11月16日までの間、当支店株式派生商品統括本部が行うすべての業務の停止（既往の契約の履行・結了に伴う業務及び顧客の預り資産の管理に係る業務その他金融庁が個別に認めたものを除く。）。

平成 21 年 10 月 30 日

金融庁長官　三國谷勝範

金融商品取引業者に対する行政処分の公告

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第52条第１項第６号の規定に基づき、下記の金融商品取引業者に対して、業務の停止を命じたので、同法第54条の２第１号の規定により公告する。

記

１．商号　株式会社ＭＪ
２．本店所在地　名古屋市中区丸の内二丁目18番11号46ＫＴビル３Ｆ
３．登録番号　東海財務局長（金商）第24号
４．登録年月日　平成19年９月30日
５．行政処分の年月日　平成21年10月20日
６．行政処分の内容　平成21年10月26日から同年11月１日までの間、全店舗における全ての店頭デリバティブ取引等業務（顧客取引の結了のための取引等を除く）の停止。

平成 21 年 10 月 30 日

東海財務局長　山崎　穣一

金融商品取引業者に対する行政処分の公告

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第52条第１項第６号の規定に基づき、下記の金融商品取引業者に対して、業務の停止を命じたので、同法第54条の２第１号の規定により公告する。

記

１．商号　株式会社ダイヤモンドオフィス
２．本店所在地　名古屋市中区栄二丁目８番18号第一松本ビル５階
３．登録番号　東海財務局長（金商）第122号
４．登録年月日　平成21年４月17日
５．行政処分の年月日　平成21年10月20日
６．行政処分の内容　平成21年10月21日から同22年１月20日までの間、金融商品取引業に係る全業務（顧客との投資顧問契約の解約業務を除く）の停止。

平成 21 年 10 月 30 日

東海財務局長　山崎　穣一

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額の公告

関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第33条の規定に基づき、平成21年４月１日から平成21年９月30日までの間における経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（平成17年条約第８号）附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額を、次のように公告する。

平成 21 年 10 月 30 日

財務大臣　藤井　裕久